

遅延利息の率について

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は以下のとおりです。

告示年月日番号	適用年月日	遅延利息の率	改正内容
財務省告示第49号	令和3年4月1日	年2.5%	「年2.6%」を「年2.5%」に改める。